

子ども手当について

子ども手当は、平成23年4月～9月までの6カ月間、引き続き支給されることになりました。

- 支給金額／子ども1人につき 月額 13,000円
- 支給対象／0歳から中学校卒業まで
- 支給月／平成23年6月(2月分～5月分)、平成23年10月(6月分～9月分)
- 新たに申請が必要な方／出生などによりお子さんがふえた方、他の市町村から転入された方、退職等で公務員ではなくなった方。

平成23年6月の現況届の提出は不要です。

こども医療費助成制度の一部変更について

松伏町では、通院にかかる医療費は小学校就学前まで、入院にかかる医療費は中学校卒業までを支給対象としています。

平成23年6月診療分から、お子さんと同居している両親、祖父母及びおじ・おば等の扶養義務者が市町村民税非課税の場合に限り通院にかかる医療費についても中学校卒業までが支給対象となりました。

支給対象者となる方は、改めて申請をお願いします。

- 登録申請／対象のお子さんの健康保険証と保護者名義の通帳をお持ちの上、福祉健康課でこども医療費受給資格登録を行ってください。
※他市町村から転入された方は非課税証明書が必要となる場合があります。
※平成23年度の市町村民税が非課税の場合、平成23年6月～平成24年5月診療分が支給対象となります。
- 医療費の助成／医療費の支給については、医療機関等の窓口で保険診療一部負担金を支払い、後日領収書をこども医療費支給申請書と一緒に福祉健康課窓口提出してください。
町内の医療機関であっても、保険診療一部負担金はお支払いください。

市町村民税が課税されている世帯の方・・・現行通り(手続きは必要ありません。)

- ・小学校就学前までのお子さん…通院及び入院費の助成
 - ・小学校1年生～中学校3年卒業までのお子さん…入院費の助成
- ※平成21年6月から入院費の助成対象者を拡大しました。助成申請をしていない方は、お早めにお願ひします。

